ロ　発電用原子炉施設の設計及び工事に関すること。
ハ　発電用原子炉施設の巡視（発電用原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。
ニ　発電用原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期（発電用原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものを除く。）。）に関すること。
ホ　発電用原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。
ヘ　発電用原子炉施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。
ト　ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（品質管理基準規則第二条第二項第七号に規定する未然防止処置を含む。）に関すること。
チ　発電用原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。
五　施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること（次条第一項から第三項までに規定する措置を除く。）。
イ　施設管理方針及び施設管理目標にあっては、一定期間
ロ　施設管理実施計画にあっては、前号イに規定する期間
六　前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画に反映すること。
七　発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合その他発電用原子炉施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該発電用原子炉施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。
２　発電用原子炉設置者は、次条第一項から第三項までの規定により長期施設管理方針を策定したとき又は同条第四項の規定により長期施設管理方針を変更したときは、これを前項第一号の規定により定められた施設管理方針に反映させなければならない。
（発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価）
第七十七条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過していない発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後三十年を経過する日までに、次に掲げる措置を講じなければならない。
一　［略］
二　前号の技術的な評価に基づき、十年間に実施すべき当該発電用原子炉施設についての施設管理に関する方針を策定すること。
２　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過した発電用原子炉（法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けたものに限る。）に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後四十年を経過する日までに、安全機器等及び常設重大事故等対処設備に属する機器等の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けた延長する期間が満了する日までの期間において実施すべき当該発電用原子炉施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。

［号の細分を加える。］
［号の細分を加える。］
ロ　発電用原子炉施設の点検、試験、検査、補修、取替え及び改造等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度並びに時期（発電用原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものを除く。）。）に関すること。
ハ　発電用原子炉施設の点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。
ニ　発電用原子炉施設の点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。
ホ　ニの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき発電用原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期の是正処置並びに予防処置に関すること。
ヘ　発電用原子炉施設の保守管理に関する記録に関すること。
五　発電用原子炉施設の保守管理方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること（次条第一項から第三項に規定する措置を除く。）。
イ　保守管理方針及び保守管理の目標にあっては、一定期間
ロ　保守管理の実施に関する計画にあっては、前号イに規定する期間
六　前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を発電用原子炉施設の保守管理方針、保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画に反映すること。
七　発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合その他発電用原子炉施設がその保守管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該発電用原子炉施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。
２　発電用原子炉設置者は、次条第一項、第二項若しくは第三項の規定により長期保守管理方針を策定したとき又は同条第四項の規定により長期保守管理方針を変更したときは、これを前項第一号の保守管理方針に反映させなければならない。
（発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価）
第七十七条　［同上］
一　［同上］
二　前号の技術的な評価に基づき、十年間に実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針を策定すること。
２　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過した発電用原子炉（法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けたものに限る。）に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後四十年を経過する日までに、安全機器等及び常設重大事故等対処設備に属する機器等の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けた延長する期間が満了する日までの期間において実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針を策定しなければならない。